# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年6月30日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年12月17日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

# 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、〈訂正前〉および〈訂正後〉に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、〈更新後〉の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1ファンドの性格

#### (1)ファンドの目的及び基本的性格

#### <更新後>

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

世界各国の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

安定した配当収益の確保に加え中長期的な値上り益の獲得を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ファンドは、「世界好配当株投信 マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更する ことができます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

#### (野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け))

#### 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内	その他資産 ( )
		資産複合

#### 《属性区分表》

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

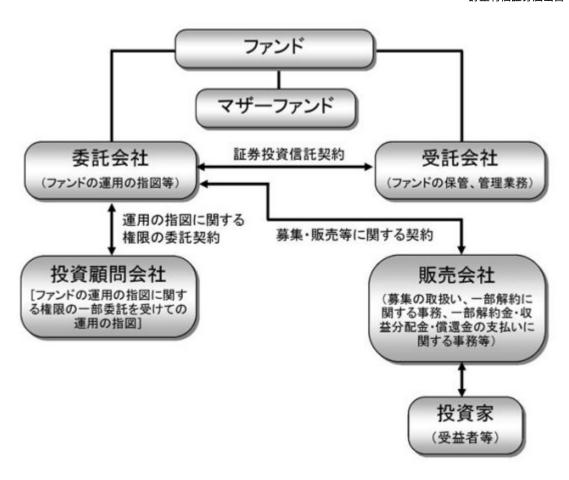
			司止有侧趾分	<u> </u>
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
<b>一</b> 般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
' - ' - ' - '	年4回			
▋債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回	10.11		( )
公債	(隔月)	区欠州		
	(11073)	=2711		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
	( -3/ 3 )	オセアニア		
	日々	1, 2, 2,		
┃ ┃ 不動産投信		中南米		なし
	その他	T THOUSE	ファンド・オブ・ファンズ	/a. U
その他資産	( )	アフリカ	7,51 35 3,5%	
(投資信託証券	( )	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
(株式 一般))		中近東		
(1/N I/O / / / / / / / / / / / / / / / / / /		(中東)		
┃ ┃資産複合		(丁本)		
具圧液口   / /		エマージング		
▮└ ┘ ┃ 資産配分固定型				
┃ 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産 (その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

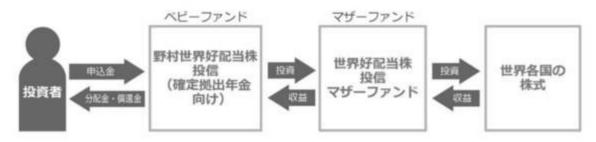
# (3)ファンドの仕組み

<更新後>



ファンド	野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)			
マザーファンド (親投資信託)	世界好配当株投信 マザーファンド			
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社			
<b>小谷苗門</b>	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED			
投資顧問会社	(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)			

# ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



#### <更新後>

委託会社の概況(2021年5月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

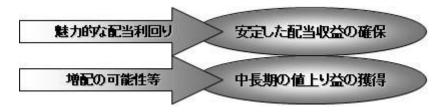
#### 2 投資方針

#### (1)投資方針

#### <更新後>

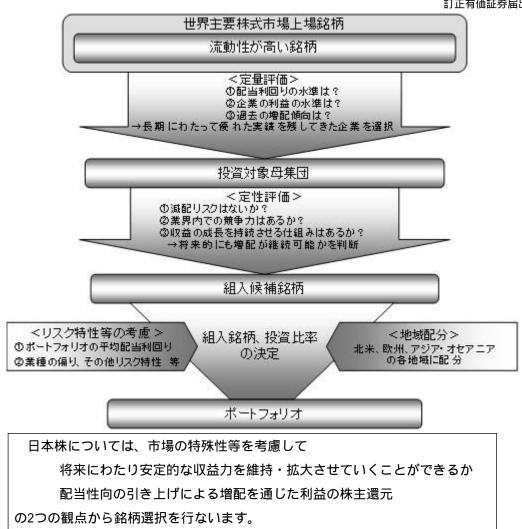
[1]安定した配当収益の確保に加え、中長期の値上り益の獲得を目指します。

株式への投資にあたっては、主として配当利回りに着目しつつ、将来的な増配の可能性や、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。



- [2]世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含む)」の三地域に分割し、各地域への投資比率 は概ね各地域の先進国市場の投資可能な時価総額構成比に準じた比率とします。
- [3]各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。
- [4]ポートフォリオの構築にあたっては、以下のプロセスに従って、投資銘柄の選定および銘柄毎の投資比率の決定等を行ないます。

ポートフォリオ構築プロセス



[5]株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。また、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドの運用にあたってはノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)
委託先所在地	英国ロンドン市

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# (2)投資対象

#### <更新後>

世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「世界好配当株投信 マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

#### イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である世界好配当株投信 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

#### (参考)マザーファンドの概要

「世界好配当株投信 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

#### (1)投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含みます。)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね各地域の先進国市場の投資可能な時価総額構成比に準じた比率とします。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続 性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。 各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。

株式の組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K.

LIMITED) に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資 産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

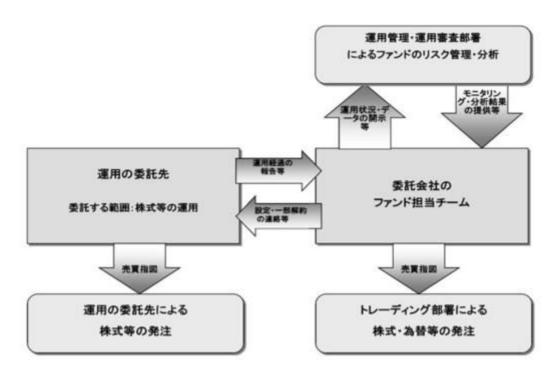
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### (3)運用体制

#### <更新後>

ファンドの運用体制は以下の通りです。

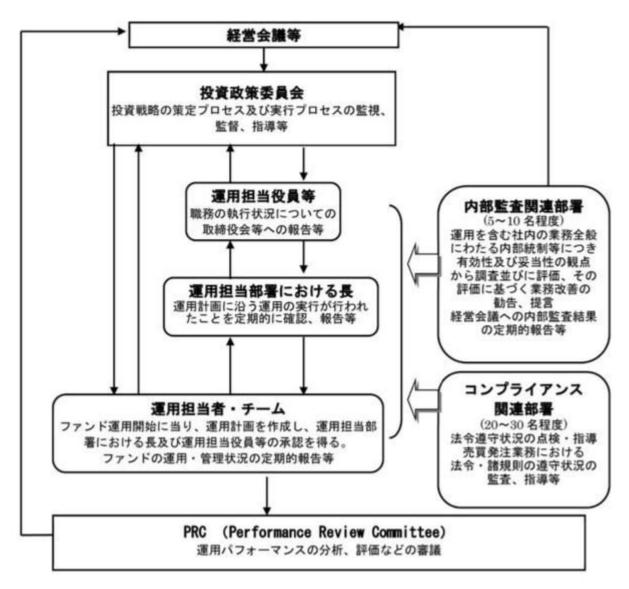


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、 信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けて おります。

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

# (5)投資制限

#### <訂正前>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限) 株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とし

ます。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることが できます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財 産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の 割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式等の範囲(約款第20条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引 されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により 取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資す ることを指図することができるものとします。
- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
  - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制 限)
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以 内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総 額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条丿3第1項第7号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

#### 信用取引の指図範囲(約款第22条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をす ることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行な うことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるもの とし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価 合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとし

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図(約款第28条)

- ( )委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信 託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託 財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額につ いて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ( )委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(約款第36条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金 の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的とし て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運 用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財 産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間 とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金 の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純 資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日 までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

# (参考)マザーファンドの概要

「世界好配当株投信 マザーファンド」

# 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1)投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

- 安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- 世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含みます。)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね各地域の先進国市場の投資可能な時価総額構成比に準じた比率とします。
- 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続 性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。
- 各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。
- 株式の組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED) およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.) に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3)投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- \_\_同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資 産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資 産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいい ます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### <訂正後>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託 財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品 の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない 範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所にお ける通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプ ション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と 合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といい ます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産 に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財 産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ 対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とし ます。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と 合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額 が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全 オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を 上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所にお ける金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とす る金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているも のをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月 までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品 の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商 品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託 財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた 額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託 受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融 商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外 貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額 が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定す る全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることが できます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式等の範囲(約款第20条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資す ることを指図することができるものとします。
- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
  - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

#### 信用取引の指図範囲(約款第22条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図(約款第28条)

- ( )委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託 財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ( )委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(約款第36条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

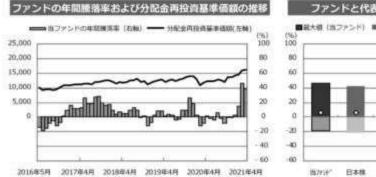
同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

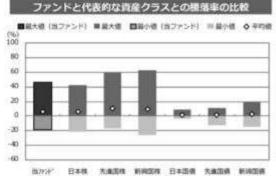
- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### 3投資リスク

<更新後>

# ■ リスクの定量的比較 (2016年5月末~2021年4月末:月次)





	357.2E1	日本株	先進旧株	MARCHAR.	日本団債	先進因情	新興田價
磁大值(%)	46.1	42.1	59,8	62.7	9.3	11.4	19.3
銀小値 (%)	A 18.4	A 22.0	△ 17.5	△.26.1	A40	A 12.3	A 15,0
平均積 (%)	5.8	6.0	10.0	9,0	1.0	1.6	2.3

- \*分配金再投資基準優額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2016年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2016年5月から2021年4月の5年間の各月末 における1年間の機器率を表示したものです。
- \*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年 間の騰客率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の機器率です。
- ※分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を両投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
  - <代表的な真産クラスの批散:

  - 日本株: 東近韓盛郎敦 (TOPDX) (配出込み) 先進散株: MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース) 新規協株: MSCI エマーシング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本回信: NOMURA-BPI 回信

  - ロ本語論: MVSHA-DPI 国情 光義協論:FTSE 世界国情インデックス(除く日本、ヘッシなし・円ペース) 新典国債:IP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東延株債指数(TOPIX)(配当込み)・・・東延株値指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京延券取引所(原東京延券取引所)の知的財産であり、指数
- 完全性、机械性 ・有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネシメント株式会社の事業活動、サ
- 切割任を負いません。 FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッシなし・円ペース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・ヘッシなし・円ペース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時値税裁で加重平均した債券インデックスです。 開拓説は FTSE Fixed Income LLC の知的
- UCCより過ぎされ、世界主要国の回線の組合収益率を各市場の特殊、世界は原本ソファックスです。 調剤数は FTSE Fixed Income LLC の知的
  財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  リアモルカン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイト(円ベース)・・・「アモルカン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイト(円ベース)(ここでは「指数」とよびます)についてここに
  提供された情報は、服務のシベルも含め、促しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、減いは指数に関連する何らかの売買の公式なコンファメーション、減いは指数に関連する何らかの売買の公式なコンファメーション。減いは指数に関連する何らかの売買の公式を持った情報は、服務のシベルも含め、促しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものでもありません。ここに含まれる市場価格・データ、その他の情報は確認なしに変更されることがあります。 IPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、アM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は確認なしに変更されることがあります。 過去のパフォーマンスは得来のリターンを示唆するものではありません。本資和に含まれる発行体の金融商品について、アM やその複雑食がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり。また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイゲー または発達になっている可能性もあります。
  米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー)は、解数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)について復識する経過を指数に達動させる違いはそれを目的とする機能のでは金融商品を全機、或いは特定でプロダクトへの役割でも必要に対しままれ、指数は信用できると考えられる情報に達動させる違いはそれを目的とする機能のでは、また指数に付施する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって提出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付施する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって提出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付施する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって提出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付施する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって提出されていますが、アルウェールでは、またいまでは、また

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所: FTSE Fixed Income LLC 他)

# 4手数料等及び税金

#### (3)信託報酬等

#### <更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1%(税抜年1.0%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	250億円以下 の部分	250億円超 500億円以下 の部分	500億円超 750億円以下 の部分	750億円超 の部分
委託会社	年0.50%	年0.52%	年0.54%	年0.55%
販売会社	年0.40%	年0.40%	年0.40%	年0.40%
受託会社	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の日々の平均純資産総額に、年0.28%の率を乗じて得た額とします。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	< 販売会社 >	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	口座内でのファンドの管	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	理および事務手続き、購	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	入後の情報提供、各種書	図の実行等
成、基準価額の算出等	類の送付等	

# (5)課税上の取扱い

# <更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、それ以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額について

は、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った

場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時の課税について

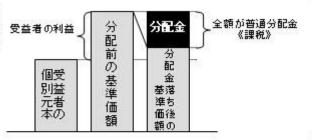
換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

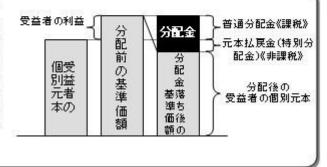
#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2021年4月末現在)が変更になる場合があります。

#### 5 運用状況

以下は2021年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)投資状況

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,734,253,642	99.80
現金・預金・その他資産(負債控除後)		23,499,326	0.19
合計 (純資産総額)		11,757,752,968	100.00

# (参考)世界好配当株投信 マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	2,934,180,450	5.97
	アメリカ	30,549,878,877	62.25
	カナダ	1,386,348,202	2.82
	ドイツ	1,354,638,489	2.76
	フランス	641,292,135	1.30
	オランダ	160,882,674	0.32
	スペイン	409,434,316	0.83
	ベルギー	163,468,790	0.33
	イギリス	1,179,131,143	2.40
	イギリス	3,534,746,804	7.20
	スイス	2,914,929,317	5.94
	スウェーデン	82,441,890	0.16
	デンマーク	150,523,370	0.30
	オーストラリア	321,254,778	0.65
	香港	657,226,581	1.33
	シンガポール	242,375,097	0.49
	台湾	476,610,317	0.97
	小計	47,159,363,230	96.10
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,910,839,837	3.89
合計 (純資産総額)		49,070,203,067	100.00

# (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

NJ.	位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
	1		親投資信託 受益証券	世界好配当株投信 マザーファンド	3,300,960,291	2.8371	9,365,441,645	3.5548	11,734,253,642	99.80

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

# (参考)世界好配当株投信 マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア	71,150	23,512.54	1,672,917,256	27,505.91	1,957,045,802	3.98
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	39,494	37,887.74	1,496,338,406	35,940.02	1,419,415,189	2.89
3	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	70,170	16,693.34	1,171,371,700	17,886.30	1,255,082,092	2.55
4	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	92,521	12,415.09	1,148,657,356	13,083.91	1,210,537,140	2.46
5	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	111,050	8,597.84	954,790,676	10,358.15	1,150,272,968	2.34
6	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	186,000	4,388.78	816,314,884	5,605.53	1,042,630,031	2.12
7	アメリカ	株式	3M CORP	コングロ マリット	45,915	18,468.26	847,970,591	21,682.51	995,552,745	2.02
8	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	62,100	15,038.87	933,914,187	15,679.38	973,689,759	1.98
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	18,435	41,983.77	773,970,857	50,792.96	936,368,396	1.90
10	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	150,400	5,506.41	828,164,290	5,910.54	888,945,487	1.81
11	イギリス	株式	UNILEVER PLC	パーソナ ル用品	138,651	6,727.59	932,787,935	6,397.55	887,027,440	1.80
12	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	136,100	5,065.29	689,386,772	6,143.65	836,151,037	1.70
13	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN	航空宇 宙・防衛	19,920	41,409.44	824,876,197	41,431.52	825,315,988	1.68
14	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテ クノロ ジー	68,190	9,591.28	654,029,827	12,079.24	823,683,901	1.67
15	アメリカ	株式	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	航空貨 物・物流 サービス	36,766	18,408.92	676,822,602	22,191.21	815,882,380	1.66
16	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製 造装置	127,900	5,845.80	747,679,078	6,348.44	811,965,527	1.65
17	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品	71,837	12,137.76	871,940,696	11,241.26	807,538,466	1.64
18	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	91,800	6,590.26	604,986,327	8,318.98	763,682,740	1.55
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気 通信サー ビス	118,400	6,443.20	762,876,005	6,243.86	739,273,924	1.50
20	カナダ	株式	ENBRIDGE INC	石油・ガ ス・消耗 燃料	166,600	3,511.69	585,048,235	4,196.39	699,119,740	1.42
21	アメリカ	株式	DUPONT DE NEMOURS INC	化学	81,677	6,852.24	559,670,836	8,487.82	693,260,132	1.41
22	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品	90,100	6,720.98	605,560,388	6,850.60	617,239,754	1.25
23	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	タバコ	149,159	4,108.60	612,834,751	3,990.20	595,175,286	1.21
24	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	総合公益 事業	433,720	1,396.42	605,655,500	1,355.39	587,861,486	1.19
25	アメリカ	株式	PPG INDUSTRIES	化学	29,240	14,892.90	435,468,677	18,865.58	551,629,755	1.12

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

26	アメリカ			情報技術 サービス	30,800	15,206.62	468,364,142	16,959.31	522,346,800	1.06
27	アメリカ	株式	UNION PAC CORP	陸運・鉄 道	21,310	21,987.52	468,554,061	24,452.60	521,085,042	1.06
28	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	30,700	12,676.87	389,180,006	16,904.84	518,978,794	1.05
29	アメリカ	株式	CITIGROUP	銀行	64,500	5,270.81	339,967,679	8,043.39	518,798,732	1.05
30	アメリカ	株式	AMGEN INC	バイオテ クノロ ジー	19,810	25,449.62	504,156,996	25,566.96	506,481,484	1.03

# 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.11
		食料品	0.23
		化学	0.48
		医薬品	0.63
		石油・石炭製品	0.30
		機械	0.13
		電気機器	1.04
		輸送用機器	0.58
		陸運業	0.4
		情報・通信業	0.54
		卸売業	0.89
		銀行業	0.32
		保険業	0.20
	国外	メディア	1.70
		石油・ガス・消耗燃料	2.5
		化学	4.6
		容器・包装	0.08
		金属・鉱業	0.6
		航空宇宙・防衛	2.3
		建設関連製品	0.5
		建設・土木	0.2
		コングロマリット	2.0
		機械	0.2
		航空貨物・物流サービス	2.6
		陸運・鉄道	1.0
		自動車部品	0.1
		自動車	1.1
		家庭用耐久財	0.6
		繊維・アパレル・贅沢品	0.0
		ホテル・レストラン・レジャー	0.6
		専門小売り	1.8
		食品・生活必需品小売り	0.9
			4.0

-			
		食品	2.46
		タバコ	3.55
		パーソナル用品	1.80
		ヘルスケア機器・用品	2.44
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.94
		バイオテクノロジー	3.17
		医薬品	9.56
		銀行	5.52
		保険	4.48
		情報技術サービス	2.02
		ソフトウェア	4.69
		通信機器	2.12
		コンピュータ・周辺機器	0.25
		電子装置・機器・部品	0.43
		半導体・半導体製造装置	4.66
		各種電気通信サービス	2.89
		無線通信サービス	0.61
		電力	2.89
		総合公益事業	1.61
		資本市場	3.12
		専門サービス	0.59
合	計	'	96.10

# 投資不動産物件

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け) 該当事項はありません。

(参考)世界好配当株投信 マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

該当事項はありません。

(参考)世界好配当株投信 マザーファンド

該当事項はありません。

# (3)運用実績

# 純資産の推移

# 野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

2021年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7計算期間	(2011年10月11日)	1,144	1,145	0.7793	0.7803
第8計算期間	(2012年10月10日)	1,590	1,592	0.9074	0.9084
第9計算期間	(2013年10月10日)	2,396	2,398	1.2762	1.2772
第10計算期間	(2014年10月10日)	3,236	3,238	1.5416	1.5426
第11計算期間	(2015年10月13日)	3,918	3,920	1.7303	1.7313
第12計算期間	(2016年10月11日)	4,524	4,527	1.5839	1.5849
第13計算期間	(2017年10月10日)	6,138	6,141	1.9812	1.9822
第14計算期間	(2018年10月10日)	7,311	7,314	2.1042	2.1052
第15計算期間	(2019年10月10日)	8,056	8,060	2.0471	2.0481
第16計算期間	(2020年10月12日)	9,151	9,155	2.1429	2.1439
	2020年 4月末日	7,980		1.9482	
	5月末日	8,366		2.0077	
	6月末日	8,413		2.0128	
	7月末日	8,528		2.0283	
	8月末日	9,009		2.1347	
	9月末日	8,783		2.0631	
	10月末日	8,515		1.9847	
	11月末日	9,543		2.2384	
	12月末日	9,735		2.2759	
	2021年 1月末日	9,988		2.3358	
	2月末日	10,243		2.4064	
	3月末日	11,460		2.6334	
	4月末日	11,757		2.6864	

# 分配の推移

# 野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

	計算期間	1口当たりの分配金
第7計算期間	2010年10月13日~2011年10月11日	0.0010円
第8計算期間	2011年10月12日~2012年10月10日	0.0010円
第9計算期間	2012年10月11日~2013年10月10日	0.0010円
第10計算期間	2013年10月11日~2014年10月10日	0.0010円
第11計算期間	2014年10月11日~2015年10月13日	0.0010円

第12計算期間	2015年10月14日~2016年10月11日	0.0010円
第13計算期間	2016年10月12日~2017年10月10日	0.0010円
第14計算期間	2017年10月11日~2018年10月10日	0.0010円
第15計算期間	2018年10月11日~2019年10月10日	0.0010円
第16計算期間	2019年10月11日~2020年10月12日	0.0010円

#### 収益率の推移

# 野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

	計算期間	収益率
第7計算期間	2010年10月13日~2011年10月11日	6.0%
第8計算期間	2011年10月12日~2012年10月10日	16.6%
第9計算期間	2012年10月11日~2013年10月10日	40.8%
第10計算期間	2013年10月11日~2014年10月10日	20.9%
第11計算期間	2014年10月11日~2015年10月13日	12.3%
第12計算期間	2015年10月14日~2016年10月11日	8.4%
第13計算期間	2016年10月12日~2017年10月10日	25.1%
第14計算期間	2017年10月11日~2018年10月10日	6.3%
第15計算期間	2018年10月11日~2019年10月10日	2.7%
第16計算期間	2019年10月11日~2020年10月12日	4.7%
第17期(中間期)	2020年10月13日~2021年 4月12日	24.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)設定及び解約の実績

# 野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

	T	1		
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第7計算期間	2010年10月13日~2011年10月11日	575,250,197	120,497,181	1,468,169,785
第8計算期間	2011年10月12日~2012年10月10日	446,355,835	161,636,167	1,752,889,453
第9計算期間	2012年10月11日~2013年10月10日	442,136,921	316,937,552	1,878,088,822
第10計算期間	2013年10月11日~2014年10月10日	518,988,550	297,816,348	2,099,261,024
第11計算期間	2014年10月11日~2015年10月13日	589,987,652	424,639,317	2,264,609,359
第12計算期間	2015年10月14日~2016年10月11日	837,194,869	244,949,289	2,856,854,939
第13計算期間	2016年10月12日~2017年10月10日	674,666,609	433,077,744	3,098,443,804
第14計算期間	2017年10月11日~2018年10月10日	719,486,082	343,287,194	3,474,642,692
第15計算期間	2018年10月11日~2019年10月10日	881,454,672	420,489,617	3,935,607,747
第16計算期間	2019年10月11日~2020年10月12日	1,102,639,332	767,907,457	4,270,339,622
第17期(中間期)	2020年10月13日~2021年 4月12日	496,452,888	420,817,183	4,345,975,327

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

<更新後>



# **運用実績** (2021年4月30日現在)

# 基準価額・純資産の推移 (日次)

#### |基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸) | 純資産総額(右軸) (円) 30,000 (百万円) 25,000 20,000 10,000 15,000 7,500 5,000 10,000 5,000 2,500 2013年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月 2021年4月

# ■ 分配の推移

(1万口あた	とり、課税	(前
2020年10月	10	円
2019年10月	10	円
2018年10月	10	H
2017年10月	10	円
2016年10月	10	円
設定来累計	190	円

# 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

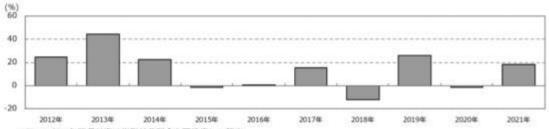
順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	4.0
2	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	2.9
3	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	2.5
4	NESTLE SA-REG	食品	2.5
5	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	2.3
6	CISCO SYSTEMS	通信機器	2.1
7	3M CORP	コングロマリット	2.0
8	PEPSICO INC	飲料	2.0
9	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.9
10	COCA COLA CO	<b>並大利</b>	1.8

#### 実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	62.1
2	イギリス	9.6
3	日本	6.0
4	スイス	5.9
5	カナダ	2.8

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

# ■ 年間収益率の推移 (暦年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

#### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間(2020年10月13日から2021年4月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 中間財務諸表

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

#### (1)中間貸借対照表

(単位:円)

		( <u> </u>
	第16期 (2020年10月12日現在)	第17期中間計算期間末 (2021年 4月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,674,001	90,418,981
親投資信託受益証券	9,132,948,980	11,544,224,051
流動資産合計	9,208,622,981	11,634,643,032
資産合計	9,208,622,981	11,634,643,032
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,270,339	-
未払解約金	6,036,928	12,525,110
未払受託者報酬	4,707,072	5,459,548
未払委託者報酬	42,363,566	49,135,842
未払利息	41	36
その他未払費用	141,147	163,724
流動負債合計	57,519,093	67,284,260
負債合計	57,519,093	67,284,260
純資産の部		
元本等		
元本	4,270,339,622	4,345,975,327
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	4,880,764,266	7,221,383,445
(分配準備積立金)	1,716,132,320	1,555,177,708
元本等合計	9,151,103,888	11,567,358,772
純資産合計	9,151,103,888	11,567,358,772
負債純資産合計	9,208,622,981	11,634,643,032

#### (2)中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

		(
	第16期中間計算期間 自 2019年10月11日 至 2020年 4月10日	第17期中間計算期間 自 2020年10月13日 至 2021年 4月12日
有価証券売買等損益	542,892,471	2,280,375,277
営業収益合計	542,892,471	2,280,375,277
営業費用		
支払利息	10,513	7,105
受託者報酬	4,714,971	5,459,548

	第16期中間計算期間 自 2019年10月11日 至 2020年 4月10日	第17期中間計算期間 自 2020年10月13日 至 2021年 4月12日
委託者報酬	42,434,788	49,135,842
その他費用	141,387	163,724
営業費用合計	47,301,659	54,766,219
営業利益又は営業損失( )	590,194,130	2,225,609,058
経常利益又は経常損失( )	590,194,130	2,225,609,058
中間純利益又は中間純損失()	590,194,130	2,225,609,058
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	14,732,827	69,692,539
期首剰余金又は期首欠損金()	4,121,004,981	4,880,764,266
剰余金増加額又は欠損金減少額	628,410,952	667,388,530
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	628,410,952	667,388,530
剰余金減少額又は欠損金増加額	477,410,953	482,685,870
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	477,410,953	482,685,870
分配金	<u>-</u>	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	3,667,078,023	7,221,383,445

# (3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、2020年10月13日から2021年 4月12日までとなってお
	ります。

# (中間貸借対照表に関する注記)

第16期		第17期中間計算期間末			
	2020年10月12日現在			2021年 4月12日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益権の総数		
4,270,339,622□				4,345,975,327□	
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産	の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	2.1429円		1口当たり純資産額	2.6616円
	(10,000口当たり純資産額) (	21,429円)		(10,000口当たり純資産額)	(26,616円)

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期中間計算期間	第17期中間計算期間
自 2019年10月11日	自 2020年10月13日
至 2020年 4月10日	至 2021年 4月12日

#### 1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である世界好配当株投信 マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

第16期

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 54,435,232円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 6,532,228円

#### 1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である世界好配当株投信 マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

第17期中間計算期間末

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 58,412,349円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,859,851円

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2020年10月12日現在	2021年 4月12日現在		
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額		
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評		
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は		
h.	ありません。		
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法		
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券		
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して		
おります。	おります。		
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務		
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時		
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお		
ります。	ります。		

#### (その他の注記)

1 元本の移動

	第16期			第17期中間計算期間	
	自 2019年10月11日			自 2020年10月13日	
	至 2020年10月12日			至 2021年 4月12日	
期首元本額		3,935,607,747円	期首元本額		4,270,339,622円
期中追加設定元本額		1,102,639,332円	期中追加設定元本額		496,452,888円
期中一部解約元本額		767,907,457円	期中一部解約元本額		420,817,183円

#### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「世界好配当株投信 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

世界好配当株投信 マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	(2021年 4月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1,301,334,599
コール・ローン	412,798,185
株式	46,754,610,740
未収入金	253,108,600
未収配当金	102,887,926
流動資産合計	48,824,740,050
資産合計	48,824,740,050
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	413,000
未払金	175,923,006
未払利息	168
流動負債合計	176,336,174
負債合計	176,336,174
純資産の部	
元本等	
元本	13,820,890,314
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	34,827,513,562
元本等合計	48,648,403,876
純資産合計	48,648,403,876
負債純資産合計	48,824,740,050

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	為替予約取引
	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.5199円

3.費用・収益の計上基準

受取配当金

原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま す。

投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

配金額を計上しております。

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

為替差損益

約定日基準で計上しております。

足説明

4.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 2021年 4月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

(10,000口当たり純資産額) (35,199円)

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 2021年 4月12日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ  $h_{\circ}$ 

2.時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当 該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の 仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しており ます。
- コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

# (その他の注記) 元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 4月12日現在	
期首	2020年10月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,760,563,146円
同期中における追加設定元本額	256,454,940円
同期中における一部解約元本額	1,196,127,772円
期末元本額	13,820,890,314円
期末元本額の内訳 *	
世界好配当株投信	3,883,874,664円
世界好配当株投信(野村SMA向け)	170,604,831円
世界好配当株投信(毎月分配型)	5,859,229,992円
世界好配当株投信(野村SMA・EW向け)	237,150,674円
ノムラFOFs用世界好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	390,327,874円
野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)	3,279,702,279円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2ファンドの現況

## 純資産額計算書

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

#### 2021年4月30日現在

資産総額	11,774,493,192円
負債総額	16,740,224円
純資産総額( - )	11,757,752,968円
発行済口数	4,376,756,192□
1口当たり純資産額( / )	2.6864円

## (参考)世界好配当株投信 マザーファンド

#### 2021年4月30日現在

資産総額	49,070,203,410円
負債総額	343円
純資産総額( - )	49,070,203,067円
発行済口数	13,804,003,328□
1口当たり純資産額( / )	3.5548円

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1委託会社等の概況

#### <更新後>

## (1)資本金の額

2021年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

#### (b)投資信託の運用体制



#### 2事業の内容及び営業の概況

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年4月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,000	37,330,090
単位型株式投資信託	190	802,164
追加型公社債投資信託	14	6,484,939
単位型公社債投資信託	500	1,618,905
合計	1,704	46,236,098

#### 3 委託会社等の経理状況

#### <更新後>

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## (1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(2019年	3月31日)	(2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円) 金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71

					訂正有価証券属
貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度		当事業年度	
		(2019年	3月31日)	(2020年3	3月31日)
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百	万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729

資本準備金	11,729		11,729	
その他資本剰余金	2,000		2,000	
利益剰余金		56,014		54,360
利益準備金	685		685	
その他利益剰余金	55,329		53,675	
別途積立金	24,606		24,606	
繰越利益剰余金	30,723		29,069	
評価・換算差額等		33		10
その他有価証券評価差額金		33		10
純資産合計		86,958		85,281
負債・純資産合計		124,679		120,536

## (2)損益計算書

		(自 201	業年度 8年4月1日 年3月31日)	•	€年度 年4月1日 ∓3月31日)
区分	注記番号	金額(	百万円)	金額(百	5万円)
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348

諸経費	10,	10,067
一般管理費計	28,	133 28,055
営業利益	31,	30,751

		(自 2018	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		美年度 年4月1日 年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

## (3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
					その他利益剰余金		

<u>訂正有</u>価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	資本金	資本	その他	資本	利 益		繰	利益	株主
		準備金	資 本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本
			剰余金	合 計		積立金	利 益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位:百万円)

			( 1 12 1 7 7 7 7 7 7 7
	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	21	21	21
額)			
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

# 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
		資本剰余金		金	利益剰余金				
						その他和	川益剰余金		株主
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	資本
	貝쑤亚		資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計
		一件用亚	剰余金	合 計	午佣並	積立金	利益	合 計	
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位:百万円)

			(十四・口/113)
	評価・接	<b>桑算差額等</b>	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	23	23	23
額)			
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

## [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50年附属設備8~15年構築物20年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### [未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳 等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3 月31日)

#### (1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示す ことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

#### [注記事項]

貸借対照表関係

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ĺ	前事業年度	表	当事業年歷	度末
	(2019年3月3	31日)	(2020年3月	31日)
	1 . 関係会社に対する資産及	び負債	1 . 関係会社に対する資産及	び負債
	区分掲記されたもの以外	で各科目に含まれている	区分掲記されたもの以タ	トで各科目に含まれている
	ものは、次のとおりであり	ます。	ものは、次のとおりであり	ます。
	未払費用	1,434百万円	未払費用	1,296百万円
	2 . 有形固定資産より控除し 建物 器具備品	736百万円 3,106	2 . 有形固定資産より控除し 建物 器具備品	761百万円 2,347
	合計	3,842	合計	3,109

#### 損益計算書関係

前事業年度	当事業年度
(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
1.関係会社に係る注記	1 . 関係会社に係る注記
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。
受取配当金 6,531百万円	受取配当金 4,931百万円
支払利息 1	
2.固定資産除却損	2.固定資産除却損
器具備品 3百万円	器具備品 7百万円
ソフトウェ ア 307	ソフトウェ ア <sup>59</sup>
合計 310	合計 67
3.関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう 清算配当です。	

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 24,826百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,820円
 基準日
 2018年3月31日
 効力発生日
 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 25,650百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,980円
 基準日
 2019年3月31日
 効力発生日
 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

1	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額23,950百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,650円基準日2020年3月31日効力発生日2020年6月30日

#### 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	(1,12,17,313					
	貸借対照表計上額	時価	差額			
(1)現金・預金	1,562	1,562	-			
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-			
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-			
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-			
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-			
その他有価証券	19,900	19,900	-			
資産計	98,136	98,136	-			
(6)未払金	16,709	16,709	-			
未払収益分配金	0	0	-			
未払償還金	25	25	-			
未払手数料	7,724	7,724	-			
関係会社未払金	7,422	7,422	-			
その他未払金	1,535	1,535	-			

(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円(投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円)減損処理を行っております。

## 注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	1	1
金銭の信託	45,493	-	1	1

未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	1

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円(投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円)減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	-	-	-
小計	-	,	•
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	( )	(=::::)	(=:::)
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル·ペー パー	19,999	19,999	
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

## 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2	2019年3月31日)
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金額	訓度及び退職―時全制度を
定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
た。近山至の前及こので確定。近山平並前及を成けてのりよう	<b>7</b> o
. 確定給付制度	
)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551
年金資産の期首残高と期末残高の調整表	47 070 五七四
年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益 カスギル類	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額 年金資産の期末残高	579 17,469
<ul><li>) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に記及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産</li></ul>	†上された退職給付引当金 20,181百万円 17,469
<u>一业央庄</u>	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
キー行 立 主 的 及 の 監 報 編 わ 債 3 が 未 積 立 退 職 給 付 債 務	6,082
木領立と城高り頂切り 未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
NO TRANSA / LOLINA A	
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	951 百万円
勤務費用 利息費用	951 百万円 179
利息費用	179
利息費用 期待運用収益	179 434
利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額	179 434 598

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.7%退職一時金制度の割引率0.4%長期期待運用収益率2.5%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

#### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

人 6 的 位于亚莫尔 6 的 位于	
積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
	_
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

過去勤務費用の費用処理額

確定給付制度に係る退職給付費用

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

35 1,289

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.6%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

#### 税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(2019年3月31日)	(2020年3月31日)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		訂正有価証券届出	¦書 ( 内国投資信託
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の3	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	
内訳		内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
	4,625	繰延税金資産小計	4,754
	1,295	評価性引当額	1,532
操 <b>延税金資産合計</b>	3,329	繰延税金資産合計	3,222
		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
	635	繰延税金負債合計	483
- 繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738
-	<u> </u>		
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税	说等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	、税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.0%
目		目	
受取配当金等永久に益金に算入され		受取配当金等永久に益金に算入され	
ない項目	5.6%	ない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外		外国子会社からの受取配当に係る外	
国源泉税	0.3%	国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担	29.1%	 税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
率		·	

#### セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

## (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1.関連当事者との取引

#### (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					(		資金の借入 (*1)	3,000	短期借入	(
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	3,000	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	1	未払費用	-

## (イ)子会社等

該当はありません。

### (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

#### 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。
  - (イ)子会社等該当はありません。

## (ウ)兄弟会社等

種類	会社等	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者との	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	の名称				(被所有)割合	関係		(百万円)		(百万円)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャ	20,000	有価証券	19,999
							ル・ペー			
							パーの購入			
							(*2)			
							有価証券受 取利息	0	その他営業 外収益	0

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 2018年4月1日		(自 2019年4月1日			
至 2019年3月31日)		至 2020年3月31日)			
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭		
1 株当たり当期純利益	4,984円30銭	1 株当たり当期純利益	4,658円88銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に <sup>・</sup>	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在			
株式が存在しないため記載しておりませ	h.	株式が存在しないため記載しておりません。			
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円		
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な内	的訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内	小訳		
該当事項はありません。		該当事項はありません。			
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株		
普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内 該当事項はありません。	25,672百万円 勺訳	普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内 該当事項はありません。	23,996百万円 勺訳		

# 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403
資産合計		107,730

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利益準備金	685
その他利益剰余金	45,770
別途積立金	24,606
繰越利益剰余金	21,163
評価・換算差額等	0
その他有価証券評価差額金	0
純資産合計	77,366
負債・純資産合計	107,730

## 中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835
営業費用計		32,641
一般管理費	1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	2	6,145
営業外費用	3	33
経常利益		20,227
特別利益	4	2,228
特別損失	5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

							الل ا	<b>有</b> 侧趾分庙山官	貝女は色に)   三
		資本剰余金		利益剰余金					
			その他(資)本	その他和		益剰余金	利益	株主	
	資本金	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	<ul><li>資本</li><li>剰余金</li><li>合計</li></ul>	利 益 準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の									
項目の									
当中間期変動額									
(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,905	7,905	7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額(純	10	10	10
額)			
当中間期変動額合計	10	10	7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

# [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価 基準及び評価方法	時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降 に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以 降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法 によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による 定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理する こととしております。また、退職一時金に係る数理計算上 の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理す ることとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理 することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており ます。

6 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及び グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが 行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制 度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対 応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効 果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産 及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づい ております。

#### [注記事項]

中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

648百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

.1.1003	貝皿可异百烷烷	
		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
1	減価償却実施額	
	有形固定資産	180百万円
	無形固定資産	1,125百万円
2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	4,540百万円
	金銭信託運用益	1,360百万円
3	営業外費用のうち主要なもの	
	時効後支払損引当金繰入	10百万円
	為替差損	9百万円
4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	71百万円
	株式報酬受入益	26百万円
	移転補償金	2,130百万円
5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等評価損	36百万円
	固定資産除却損	2百万円
	事務所移転費用	406百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

			自 至	2020年4月 2020年9月30	-		
1 発行済株式に関する事項							
		株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
		普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	

## 2 配当に関する事項

配当金支払額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額23,950百万円(2)1株当たり配当額4,650円(3)基準日2020年3月31日(4)効力発生日2020年6月30日

## 金融商品関係

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで

す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

		,	
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	•
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円(投資有価証券35百万円)減損処理を行っております。

#### 有価証券関係

当中間会計期間末 (2020年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(2020年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日) 該当事項はありません。
- 3. その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位:百万円)

	自	2020年4月 1日
	至	2020年9月30日
期首残高		-
有形固定資産の取得に伴う増加		1,371
時の経過による調整額		-
中間期末残高		1,371

#### セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

#### 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 1株当たり情報

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日

1株当たり純資産額 15,020円52銭

1 株当たり中間純利益 3,115円15銭

- (注) 1.潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。
  - 2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 16,045百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益 16,045百万円 期中平均株式数 5,150千株

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

#### <更新後>

## (1)受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信
		託業務を営んでいます。

<sup>\*2021</sup>年4月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容		
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業		
到的银分体以云位	10,000日71日	を営んでいます。		
株式会社大分銀行	19,598百万円			
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。		
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円			

<sup>\*2021</sup>年4月末現在

#### (3)投資顧問会社

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

<sup>\*2020</sup>年9月末現在

#### 3 資本関係

<訂正前>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド) の株式の100.0%を所有しています。

<u>委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)の</u>株式の100.0%を所有しています。

<訂正後>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド) の株式の100.0%を所有しています。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年5月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)の2020年10月13日から2021年4月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)の2021年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年10月13日から2021年4月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間 財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 .XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 亀

亀 井 純 子

指定有限責任社員

業務執行社員 公司

公認会計士 津村健二郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監 査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。